があった場合には、同項の規定により当該対象前各課税事業年度の所得地方法人税額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各課税事業年度の所得地方法人税額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。）が過去当初申告税額控除額（当該過去適用課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該過去適用課税事業年度の第一項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額（当該過去適用課税事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る修正申告書又は更正に係る国税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に当該過去適用課税事業年度の第一項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超える場合には、税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第九項及び第十項において同じ。）を当該対象課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

8　通算法人の対象課税事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象課税事業年度の所得地方法人税額は、第十条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した所得地方法人税額に、税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項及び第十項において同じ。）を加算した金額とする。

9　前二項の規定を適用する場合において、通算法人の対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ当該対象課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

10　前項の通算法人の対象課税事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象課税事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一　税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して、当該税額控除不足額相当額を増加させ、又は当該税額控除超過額相当額を減少させることによりその地方法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

二　対象課税事業年度において第七項の規定により所得地方法人税額から控除した税額控除不足額相当額又は第八項の規定により所得地方法人税額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用課税事業年度について第六項の規定の適用がある場合

三　法人税法第六十九条第二十項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

11　第七項及び第八項の規定は、通算法人（通算法人であった内国法人を含む。以下この項及び次項において同じ。）が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項	
の各課税事業年度（以下第十項までにおいて「対象課税事業年度」という。）において、過去適用課税事業年度（当該対象課税事業年度	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の属する課税事業年度（以下この項及び次項において同じ。）

税額控除額（当該対象課税事業年度	税額控除額（当該最終課税事業年度
超える場合には	超えるときは
を当該対象課税事業年度	を当該最終課税事業年度
第八項	
の対象課税事業年度において	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に
場合には、当該対象課税事業年度	ときは、最終課税事業年度

12　第七項及び第八項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなった場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項	
の各課税事業年度（以下第十項までにおいて「対象課税事業年度」という。）において、過去適用課税事業年度（当	が公益法人等に該当することとなった場合において、その該当することとなった日以後に、過去適用課税事業年度（最終課税事業年度（その該当することとなった日の前日の属する課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
税額控除額（当該対象課税事業年度	税額控除額（当該最終課税事業年度
超える場合には	超えるときは
を当該対象課税事業年度	を当該最終課税事業年度
第八項	
の対象課税事業年度において	が公益法人等に該当することとなった場合において、その該当することとなった日以後に
場合には、当該対象課税事業年度	ときは、最終課税事業年度

第十二条に次の二項を加える。

14　第七項（第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、申告書等に第七項の規定による控除を受けるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税の額（法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。）は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国法人税の額として記載された金額を限度とする。

15　第八項（第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける通算法人（通算法人であった内国法人を含む。）は、申告書等に第八項の規定により所得地方法人税額に加算されるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類を添付しなければならない。

第十二条の二第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「、同法第八十一条の十五の二第一項に規定する分配時調整外国税相当額」を削り、「及び」を「並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第五項とする。